



保険法改正に対する改定のご案内

平素より関東自動車共済協同組合の自動車共済につきまして格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当組合では、「共済契約者等の利益の保護」等を目的とした「保険法」(平成 22 年 4 月 1 日施行)に対応した改定を以下のとおり実施いたしますのでご案内申し上げます。

なお、改定事項は、共済期間の始期日が平成 22 年 4 月 1 日以降のご契約から適用となりますが、一部の改定事項については、共済期間の始期日が平成 22 年 3 月 31 日以前のご契約にも適用となります。(該当する事項のタイトル部分に「遡及」と表示しております。) 改定事項に関する詳細につきましては、取扱共済代理所または当組合までおたずねください。

保険法 保険法に基づく事項です。 **ご契約** ご契約に関する事項です。 **お支払** 共済金のお支払いに関する事項です。

1 ご契約時の「告知ルール(告知義務)」の変更

保険法 ご契約

- ご契約者等*が重要な事実を自主的に当組合に告知していただく「自主的申告義務」から、危険に関する重要な事実のうち、当組合が「告知事項」とし告知を求めた事項についてご契約者等*に事実を正しくお答えいただく「質問回答義務」へ変わりました。

告知事項 (契約締結時に事実を正しくお答えいただく事項)

共済契約申込書の記載事項で**★印が付された事項**となります。

- 当組合が告知義務違反としてご契約を解除できる場合は、「ご契約者等*が故意または重大な過失によって告知義務違反に該当する場合」に限定されます。
- 保険法により、当組合が告知義務違反によりご契約を解除した場合でも、解除前に発生した事故について、告知義務違反となった事実と事故との間に因果関係がないときには、共済金をお支払いすることが定められました。(「因果関係不存在の特則」といいます。)

* 告知義務の対象となる方「ご契約者等」とは、共済契約者または記名被共済者をいいます。車両共済をご契約の場合には、ご契約のお車の所有者も含まれます。

2 ご契約後の「通知ルール(通知義務)」の変更

保険法 ご契約

- ご契約締結後、ご契約者等*が共済契約の内容等について変更(危険の増加を伴う変更をいいます。)が生じた場合に、遅滞なく当組合にご通知いただく事項(通知事項といいます。)を明確にしました。

通知事項 (変更の事実発生後、遅滞なく当組合にご通知いただく事項)

・ご契約のお車の登録番号の変更・用途車種の変更・装置装備等の変更・使用の本拠地の変更・レンタカーや教習車への変更(レンタカーや教習車からの変更も含まれます。)など共済契約申込書・共済証書の記載事項で**★印が付された事項**となります。

- 当組合がご契約を通知義務違反として解除できる場合を、「ご契約者等*が、故意または重大な過失によって遅滞なく当組合に通知しただけなかった場合」と規定しました。
- 当組合が通知義務違反によりご契約を解除した場合でも、解除前に発生した事故について、通知義務違反となった事実と事故との間に因果関係がないときには、共済金をお支払いすることになりました。(「因果関係不存在の特則」)
- 上記以外のご契約条件の変更(ご契約のお車を主に使用される方の変更・共済金額の増額や特約の追加セット・運転者の範囲の変更・運転者年齢条件の変更・お車の買替えに伴う車両入替など)の場合には、変更の事実発生の前、あらかじめお取扱いの共済代理所または当組合へご通知いただきます。

* 通知義務の対象となる方「ご契約者等」とは、共済契約者または被共済者をいいます。

3 「重大事由によるご契約の解除」規定の新設

保険法 ご契約 遡及

- 保険法により、当組合がご契約を解除できるケースは次の場合と定められました。
- 平成 22 年 4 月 1 日以降事由発生から適用します。

(1)ご契約者等*が故意に事故を発生させた場合(未遂行為も含まれます。)、(2)共済金請求に詐欺を行ったりした場合(未遂行為も含まれます。)、(3)(1)(2)と同程度にご契約者等と当組合との信頼関係を損ない契約の存続を困難とする場合

* ご契約者等とは、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方をいいます。

4 「当組合によるご契約解除の効力・共済掛金返還」の明確化

保険法 ご契約

- 保険法により、告知義務違反や通知義務違反などによりご契約が共済期間の途中で解除となった場合、解除の効力は解除日から将来に向かって生じると規定されました。
- ご契約が共済期間の途中で解除となった場合、当組合は領収した共済掛金のうち、未経過期間に相当する共済掛金を原則としてご契約者に返還いたします。
- ただし、「共済契約の取消し」の場合には、共済掛金を返還いたしません。(「共済契約の取消し」は、当組合がご契約者等の詐欺・強迫により共済契約を締結した場合に限られます。)



5 超過共済の状態締結したご契約の取扱い（車両共済）

保険法	ご契約
-----	-----

- ご契約締結時、「超過共済（ご契約の車両共済金額が共済価額を上回っている状態といいます。）」であったことについて、ご契約者が「善意」かつ「重大な過失がない」場合には、ご契約者が超過部分を取り消し、共済期間の始期日にさかのぼって共済金額の減額および減額に対する共済掛金の差額の返還を請求できることとしました。

6 ご契約締結後の共済価額減少時のお取扱い（車両共済）

保険法	ご契約	遡及
-----	-----	----

- ご契約締結後に、高額な付属品等の取外しなどにより共済価額が「著しく」減少した場合、ご契約者は共済価額の減少時から将来に向かって共済金額の減額および減額に対する共済掛金の差額の返還を請求できることとしました。
- 平成 22 年 4 月 1 日以降発生事由（共済価額の著しい減少）から適用します。

7 共済金お支払時期の明確化

保険法	お支払	遡及
-----	-----	----

- 保険法に基づき、共済事故発生後、当組合が共済金をお支払いする時期（共済金支払の履行期）を明確に決めました。
- 平成 22 年 4 月 1 日以降発生事由の共済事故から適用します。
- 共済金のお支払いの時期を原則、被共済者による共済金請求手続完了日からその日を含めて 30 日以内とします。
- 共済金のお支払いに必要な確認のために特別な照会または調査が必要な場合で、かつ、30 日以内にお支払いできない場合には、当組合はお支払期限を定め、被共済者等へ書面にてご通知いたします。（お支払い期限は、必要となる特別な照会または調査の分類別に、60 日、90 日、120 日または 180 日のいずれかとなります。）
- 万一、当組合が定めた支払期限までに共済金をお支払いできなかった場合には、遅滞利息をお支払いします。

8 共済金をお支払いできない場合(免責事由)の改定

保険法	お支払
-----	-----

- 従来からの免責事由「酒気帯び運転」に関し、酒気帯び運転の定義を「道路交通法第 65 条 1 項に定める酒気帯び」とし、また道路交通法で酒気帯びとみなされる状態も含む旨改定しました。
- 共済金をお支払いできない場合（免責事由）に、ご契約のお車を競技・曲技・試験にご使用中に生じた事故による損害・傷害を追加しました。（同時に、競技・曲技・試験使用時の当組合への通知義務および共済掛金割増適用を廃止しました。）

9 被害者の「先取特権」の新設（対人賠償・対物賠償）

保険法	お支払	遡及
-----	-----	----

- 事故発生後に賠償共済の被共済者（加害者）が破産された場合でも、事故の被害者（損害賠償請求権者）は他の債権者に優先し、損害賠償金を取得できるように「先取特権（さきどりつけん）」の規定を新設しました。
- 平成 22 年 4 月 1 日以降発生事由の共済事故から適用します。

10 事故発生時の義務違反等における共済金の「控除額払」

保険法	お支払
-----	-----

- 事故発生時における当組合への事故通知や、事故解決に向けた当組合の照会・調査等へのご協力など、自動車共済約款で定めるご契約者等の義務について違反があった場合、「共済金をお支払いしない」とはせず、「損害額から当組合がご契約者等の義務違反により被った損害を差し引いて共済金をお支払いすること（控除額払）」と改定いたしました。

11 対物賠償共済金のお支払いに関する改定

保険法	ご契約・お支払
-----	---------

- (1) ご契約のお車に積載した危険物の爆発等に起因する賠償事故、(2) ご契約の車がけん引する被けん引自動車に積載した危険物の爆発等に起因する賠償事故、および(3) 航空機の損壊事故については、1 事故につき 10 億円を限度に対物賠償共済金をお支払いします。
- 前記(1)から(3)に該当する事故で、事故による損害の総額が明らかに 10 億円を超過する場合、当組合は示談交渉を行いません。
- 危険物の爆発等に起因する賠償事故に対する共済金支払改定に伴い、従来からの「危険物積載（けん引を含みます。）」時の通知義務および共済掛金割増を廃止しました。

12 損害額の算定方法の明確化（車両共済）

保険法	お支払
-----	-----

- 「車両価額協定共済特約」が自動セットされる車両共済契約について、協定共済価額（約定共済価額）が、ご契約のお車の実際の共済価額を「著しく」超えている場合には、損害額は実際の共済価額によって算出する旨保険法上明確化されました。

13 重複契約時の共済金お支払方法の改定

保険法	お支払
-----	-----

- 当組合が共済金をお支払いするときに、他の共済契約（保険契約を含みます。）がある場合でも、当組合は共済金をお支払いすべき損害額に対し、自動車共済でのご契約内容・条件に基づき算定された共済金の全額をお支払いいたします。

14 当組合による請求権の代位取得の改定

保険法	お支払
-----	-----

- 被共済者に事故の相手側へ損害賠償請求権が発生する事故で、当組合が被共済者に共済金をお支払いした場合、当組合は被共済者の相手側への損害賠償請求の権利を代位取得します。ただし、当組合が被共済者にお支払いする共済金の額が損害額に不足する場合には、被共済者が当組合より先に損害の弁済を受ける権利を有することとし、損害復旧に有利な取扱いを採用しました。

15 消滅時効期間の延長

保険法	ご契約・お支払
-----	---------

- 当組合に対する共済金請求権の消滅時効期間（共済金を請求できる時から請求権が消滅するまでの期間）について、3 年間（改定前：2 年間）に改定しました。共済金のご請求のほか、ご契約が途中で終了した場合の返還共済掛金の請求権も同様に 3 年となります。

□お問い合わせは下記まで

関東自動車共済協同組合 群馬県支部 TEL 027-254-2688

〒371-0841 群馬県前橋市石倉町4丁目9-10 群馬県商工共済協同組合